

令和5年（2023年）不当労働行為救済申立審査期間の 目標達成状況等の公表

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、令和5年（2023年）における不当労働行為事件の審査の期間目標の達成状況その他の審査の実施状況を次のとおり公表する。

令和6年（2024年）1月18日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

1 審査の目標期間

申立てから命令書交付までの目標期間を1年としている。

2 目標の達成状況及び審査の実施状況

No.	事件番号	申立年月日	処理 日数	申立事項	終結状況	調査・審問 の回数
		終結年月日				
1	令和3年 (不) 第1号	令和3年(2021 年)9月10日	—	①組合員であるが故の不利 益取扱いを行った組合員 に対する謝罪及び給与・ 賞与・期末手当の減額分 支払い、通常どおりのペ ースアップ額の回復を行 うこと。 ②不誠実団交に対する謝罪 を行うこと。 ③支配介入に対する謝罪を 行うこと。 ④上記の不当労働行為に対 する謝罪及び同様の行為 を今後繰り返さないこと を約束する旨のポストノ ーティスを実施すること。	令和6年 に繰越	調査 申立人11回 被申立人8回 審問 1回